

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオン下門前店  
所在地 上越市下門前1870番地 外  
設置者 株式会社五頭 他1者
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・イオンリテール株式会社  
(変更前) 午前9時00分から午後9時00分  
(変更後) 午前7時00分から午後10時00分
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
    - ・駐車場1  
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分  
(変更後) 午前6時30分から午後10時30分
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ・荷さばき施設2  
(変更前) 午前1時00分から午前4時00分  
(変更後) 午後10時00分から翌午前6時00分
- 3 変更年月日  
令和2年8月22日
- 4 変更の理由  
イオンリテール株式会社の営業時刻を変更するため。
- 5 届出年月日  
令和2年8月21日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和2年9月1日から令和3年1月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp